

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第18条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款（2023年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）および68（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	34.56	3.14
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	69.12	6.28
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	138.26	12.57
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	207.38	18.85
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	345.64	31.42
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	345.64	31.42
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	103.24	9.39
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	206.47	18.77
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	206.47	18.77

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	290.40	26.40
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	240.90	21.90
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	80.30	7.30
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.07	0.73
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	290.40	26.40
上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	96.80	8.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合		
1 接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量6キロボルトアンペアまで	240.90	21.90
上記をこえる接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	80.30	7.30
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	8.65	0.79
夜間時間		
1 キロワット時につき	7.44	0.68
電灯従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	12.85	1.17

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	460.90	41.90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378.40	34.40
電力量料金		
1キロワット時につき	5.13	0.47
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	460.90	41.90
19 (接続送電サービス) (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	378.40	34.40
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	5.47	0.50
夜間時間		
1キロワット時につき	4.75	0.43
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	12.69	1.15
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	663.30	60.30
電力量料金		
1キロワット時につき	2.86	0.26
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	663.30	60.30
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	3.10	0.28
夜間時間		
1キロワット時につき	2.62	0.24

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
高圧従量接続送電サービス 1キロワット時につき	13.74	1.25
特別高圧標準接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	440.00	40.00
電力量料金 1キロワット時につき	1.24	0.11
特別高圧時間帯別接続送電サービス 基本料金 接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	440.00	40.00
電力量料金 昼間時間 1キロワット時につき	1.31	0.12
夜間時間 1キロワット時につき	1.17	0.11
特別高圧従量接続送電サービス 1キロワット時につき	8.44	0.77
1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い ピークシフト割引額 ピークシフト電力1キロワットにつき 高圧で供給する場合	397.10	36.10
特別高圧で供給する場合	264.00	24.00
臨時接続送電サービス 臨時接続送電サービス料金 電灯臨時定額接続送電サービス 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.07	0.28
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.13	0.56
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	6.13	0.56
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	61.28	5.57
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	61.28	5.57
電灯臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	8.88	0.81
動力臨時定額接続送電サービス 臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	82.59	7.51

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
動力臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	6.15	0.56
高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	3.43	0.31
特別高圧臨時接続送電サービス 電力量料金 1キロワット時につき	1.50	0.14
予備送電サービス 予備送電サービス料金 予備送電サービスA 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	96.80	8.80
特別高圧で供給する場合	77.00	7.00
予備送電サービスB 予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	185.90	16.90
特別高圧で供給する場合	116.60	10.60

(2) 65 (受電地点への供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
発電設備等からの出力により, 当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で, これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金 新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,970.00	270.00

(3) 68 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額 円 銭	消費税等相当額 円 銭
低圧また高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,840.00	2,440.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000 ボルトで供給する場合	561.00	51.00
標準電圧70,000ボルトで供給する場 合	165.00	15.00
地中供給側接続設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000 ボルトで供給する場合	627.00	57.00
標準電圧70,000ボルトで供給する場 合	418.00	38.00
当社負担額		
新増加接続送電サービス契約電力1キロ ワットにつき	5,500.00	500.00

(4) 別表2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率 円 銭	消費税等相当額 円 銭
近接性評価割引単価		
1キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場 合	0.72	0.07
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合	0.42	0.04
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえ る場合	0.21	0.02